

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：生活文化スポーツ局】

機関名称	東京芸術文化評議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都文化振興条例第17条
設置年月日	平成18年12月22日
機関の目的 ・所掌内容	文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、専門的な見地から調査審議するため設置する。
委員数	14人 (うち、女性委員数 7人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	-
備考	
HPのURL	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/bunka_seisaku/0000000208.html
問い合わせ先	生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課 電話番号：03-5388-3151 FAX番号：03-5388-1327